

はた旅体験商品ガイドブック制作事業委託業務 仕様書

1 委託事業名

はた旅体験商品ガイドブック制作事業

2 委託事業の目的

幡多地域に来訪する観光客に対し、「はた旅体験商品」による観光を促すガイドブックを制作・配布することで、滞在時間の延長、地域内の周遊、リピーター増につなげ地域消費の拡大による地域振興を目的とします。

3 委託事業の内容

上記の目的を達成するため、今回制作するはた旅体験商品ガイドブック（以下「今回ガイドブック」という。）の制作を一般社団法人幡多広域観光協議会（以下「協議会」という。）と連携を取りながら、企画・編集・作成等を行います。

なお、制作に当たっては、以下を踏まえた内容としますが、企画提案では、よりよい提案・工夫等があれば、提案をお願いします。

（1）今回ガイドブック制作に当たっての基本方針

今回ガイドブックの掲載内容や協議会のターゲット、役割・配布場所、活用方法は、以下の方針に基づき、観光客に対し「はた旅体験商品」の概要がわかりやすく、かつ、実施を促すことを念頭に制作します。

ア 今回ガイドブックに掲載する「はた旅体験商品」

今回ガイドブックに掲載する「はた旅体験商品」の一覧は、別紙のとおりです。

イ 今回ガイドブックの活用方法、協議会ウェブページとの連携した展開

協議会ウェブページでは、すべての「はた旅体験商品」の詳細情報と事前予約ができる機能がありますが、ウェブページを活用して「はた旅体験商品」を購入する場合は、旅行前に閲覧し、事前予約をしていただく必要があります。

一方、観光客の中には、現地で何ができるか情報を得て行動する方々も一定割合います。このため、今回ガイドブックでは、宿泊施設や観光協会、道の駅等の情報案内拠点での活用・提供を想定し、当日・前日の予約で実施可能なはた旅体験商品（以下「当日・前日可能商品」という。）を中心に紹介します。

あわせて、今回ガイドブックを入手された観光客が次回訪問時に活用できるよう、事前予約が必要な体験商品（以下「事前予約商品」という。）の概要も紹介し、詳細情報や予約機能のある協議会ウェブページへの誘導を図ります。

イ 「はた旅体験商品」の掲載情報・写真素材やイラスト

①掲載情報、写真素材

掲載する体験商品の情報・写真素材は、原則、体験事業者から提供を受けたものを委託者から提供することとし、それら以外の素材は既存の冊子（ガイドブックや観光素材集）のもの又はウェブページ掲載のものを活用することとします。

ただし、制作に当たって追加して必要な情報又は写真素材がある場合には、受託者に情報収集・取材をしてもらう必要もあるため、委託費の中に当協議会との打ち合わせを兼ねて取材費を5回程度考慮した見積もりをしてください。

なお、受託者側で所有している写真素材があり、著作権上問題がなく、体験事業者及び委託者の使用許可を得た場合は、使用可能とします。

②イラスト

使用するイラスト、ピクトグラム、アイコン等は、当協議会が著作権を持つもの以外は、オリジナルのものを作成することとします。

ウ その他の掲載情報

「はた旅体験商品」の情報以外として今回ガイドブックには、以下の内容を盛り込むこととします。

- ・ 幡多地域の地図と「はた旅体験商品」の位置情報
- ・ 市町村主要地点間の時間距離
- ・ 平成29年3月から開催予定の「志国高知 幕末維新博」について、幡多地域内の関連情報（見開き2ページ）

エ 当協議会のターゲット

地域…関西圏、近隣県（中四国）

年齢…20～40代のファミリー層

オ 今回ガイドブックの役割・配付場所

役割…はた旅体験商品による幡多地域内の滞在型・周遊型観光の促進

配付場所…幡多地域の宿泊施設や観光協会、道の駅等の情報案内拠点

(2) 今回ガイドブックの規格

- ・ 版型（サイズ） A5版 中綴じ
- ・ ページ数 52ページ以内（表紙・裏表紙を含む）
- ・ 紙質 上質紙 70kg
- ・ 印刷色数 4色刷り（フルカラー）

(3) 制作に当たっての留意点

協議会では、今年度、平成 28 年 9 月 16 日(金)から 11 月 30 日(水)まで実施中の「HAPPY はたっぴーキャンペーン配付用」として、当日・前日可能商品をまとめたガイドブック(以下、「前回ガイドブック」という。)を制作しています。

※「もっと地球を楽しまん！はた旅体験プログラムガイドブック」

http://hata-kochi.jp/file/h_campaign_autumn_program.pdf

しかしながら、前回ガイドブックには以下の課題点があげられており、今回ガイドブックの制作では、これらの課題点に留意して改善を図り、制作をすることとします。

<課題点>

- ・前回ガイドブックは、総ページ数を 20 として、1 ページ内に 2~4 の体験商品を掲載したため、体験商品名・写真・商品の基本情報のみの記載となり、若干事務的な紹介となった。少なくとも、当日・前日可能商品については、お客様が利用しやすく理解できる情報(例えば、商品の基本情報、利用方法・集合場所、当日準備・用意すべきもの、注意事項、主要施設からのアクセス・時間、龍馬パスポート対象施設など)をもう少しイメージさせる形で表示できないか。
- ・前回ガイドブック P7 の観光遊覧船、P15 のレンタサイクルのページのように、マップイラストや見どころなどの周辺・関連情報があるとわかりやすいので、必要に応じて入れたほうがよい。
- ・当日・前日可能商品については、基本 1 ページ 1 商品で紹介したほうがよい。ただし、同一業者の商品(例 P8 の足摺クルーズ)ならば 1 ページ内に 2 商品を紹介したり、異なる事業者でも類似商品(例 P7 の観光遊覧船)は、見開き 2 ページで紹介するなど工夫が必要
- ・事前予約商品は掲載していないが、今回ガイドブックでは 1 ページに 2~4 商品掲載する形で紹介し、協議会ウェブページに誘導を促すようにしたほうがよい。
- ・はた旅体験商品の紹介は、風景の写真ではなく、できるだけ体験をしている人物が写った写真を使ったほうがよい。

4 事業期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 24 日(金)まで

5 成果品

(1) 納品物

- ・今回ガイドブック 2 万部
- ・印刷原稿データ Illustrator の形式で DVD-ROM 1 枚

(2) 納期及び納入場所

納期 平成 29 年 3 月 24 日(金)

納入場所 一般社団法人 幡多広域観光協議会

6 著作権等

成果物に関しては、次に掲げる行為をすることを許諾するものとします。

- ・ 成果物の内容を公表すること
- ・ 成果物を利用して委託者の業務を実施すること
- ・ 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること

また、委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとします。

なお、成果物の著作権が委託者・受託者の共有としたい場合であっても、上記に掲げる成果物の利用を許諾するものとし、委託者以外の第三者に許諾しないものとします。

このほか、受託者との契約においては、以下の趣旨を契約に盛り込むこととします。

- ・ 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
- ・ 受託者は、委託者に対して、委託業務の成果物が、第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
- ・ 委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

7 委託金額の上限

2,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）

8 その他

- ・ 本事業を実施するにあたり、受託者は委託者と十分調整することとします。
- ・ 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、委託業務の進捗状況について報告を求めることができるものとします。
- ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとします。
- ・ 個人情報に関わるデータを取り扱うときは、別記個人情報取扱特記事項を遵守することとします。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、委託者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、この契約による業務を行うため委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受託者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 委託者は、受託者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、甲の指示に従うものとする。